

サウジアラビア民法（1）： 建設契約に適用される一般原則



Pinsent Masons LLP（ドバイ）
建設アドバイザーおよび紛争解決 パートナー
ネスリーン・オスマン



サウジアラビア王国は、2023年6月19日、勅令N191/1444（民法）により、待望の民事取引法を制定しました。民法は2023年12月16日に施行されました。この記事では、民法のいくつかの規定、特に建設部門における契約の存続期間を通じて関連する規定のいくつかの重要なポイントを紹介します。

民法典は、法的枠組みの近代化、海外からの投資の誘致、経済成長の促進を目的としたサウジアラビアのより広範なビジョン2030イニシアチブの現れです。サウジアラビア王国がシャリーア法の原則を成文法に表したのはこれが初めてであり、UAEやカタールなど、この地域の他の法域のものと同様です。これらの国の民法典は、シャリーア法に基づいているため、多くの共通点がありますが、契約当事者が認識すべきいくつかの顕著な違いもあります。

概要と基本原則

民法は、契約と不法行為の両方を網羅しており、契約の成立から、さまざまな形態の法律関係における責任と救済、およびそれらの法律関係の終了までといった問題をカバーしています。他の民法典に見られるように、代理店、保険、パートナーシップ、建設契約など、特定の種類の法律関係を取り扱う個別のセクションがあります。

民法の条項は、2023年12月16日以降に締結され

た契約関係または不法行為関係（ただし、以下で詳しく説明します）と、遡及的に適用される既存の法律関係に適用されます。つまり、民法の各規定は、(a)当該事象に関連する「法律上の規定」または「司法原則」が民法の規定と矛盾し、当事者の一方がそれに依拠している場合、または(b)施行日前にすでに期間制限が始まっていた場合を除き、施行日以前に発生した事象および法律関係に対しても適用されることを意味します。デフォルトの立場は、矛盾する法律上の規定、司法原則、または期間制限に依拠する当事者が、その事実を主張し、証明することです。

民法の条項は、本質的に商業的な法律関係だけでなく、個人的／私的な法律関係も規定しています。特に商事については、民法は、(1)当該商取引の性質に反しない態様で、かつ、(2)他の商事法に具体的に規定されている内容と矛盾しない範囲で適用されるとしています。

本法施行下での契約解釈については、第1条で適用規定の優先関係が定められており、第1に民法典の各規定、第2に民法第720条に列挙されている「全体的な規定」（一部では「シャリーアにインスパイアされた法的格言」と表現される）、第3に「最も適切」なイスラム教シャリーアの規定が適用されます。第1条はさらに、「この法律の規定の適用は、（他の特別法と理解される）特別な法律上の規定を害しないものとする」と付け加えている。

解釈のルール

民法は、サウジアラビア法に基づく契約の解釈に関する一般的なガイドラインを書面化することを義務付けています。これは、契約解釈に関する紛争において裁判所や仲裁廷の判断を支援するのに役立ち、それによってこれらの契約条件の執行が容易になり、すべての関係当事者にとってより確実性を高めることとなるはずですが。UAE民法などの他国の民法の場合と同様に、契約の文言通りの解釈が最も重要であるため、契

約の明確な文言を第一に適用する必要があります。ただし、契約文言が不明確な場合は、慣習、契約の状況、取引の性質、および当事者間の通常取引過程を考慮して、当事者の共通の意思を確認する必要があります。この規定は、シャリーア法の多くの既存の原則を表しており、この分野に関するシャリーア法が修正されたのではなく、成文化されたことを示しています。

契約の成立

民法の契約の成立に関する部分には、特段驚くべき点はありません。第 32 条と第 33 条は、契約締結のルール、すなわち、法的能力を有する当事者間における契約の申込みとそれに対する承諾が必要であることについて詳述しています。特定の状況で明示的な意図の宣言が必要でない限り、書面、口頭、または黙示の行動を通じて契約関係を成立させることは可能です。

契約当事者は、第 37 条が、沈黙は、特定の条件下を除き、自動的に黙示的な承諾を示すものではないと規定していることに留意すべきです。但し、沈黙は實際上、契約当事者間の過去の取引歴があり、現在の申込みがそれらの取引に関連している場合には黙示的承諾として解釈することができます。したがって、沈黙が承諾の拒絶として解釈されることを期待して、相手方との通信を無視することは、安全な行動ではありません。むしろ、最も賢明な対応は、明確な承諾の拒絶の意思を表示することです。

第 48 条は、行為能力を取り扱っており、未成年者、精神的無能力者、または精神的欠陥に苦しんでいる個人が契約を締結する能力を欠いていることを規定しています。

契約の無効・取消事由

民法はさらに、第 57 条から第 69 条において、意思表示が錯誤、詐欺、または強迫によって作出された状況を扱っています。契約は、以下の場合に無効と見なされます：(i) 錯誤が重要なものであり、相手方当事者が当該錯誤を知っている、または容易に把握できるものであり、単なる一方的な過失ではない場合、(ii) 一方の当事者の作為または意図的な不作為が、他方の当事者に契約を締結するように欺瞞的に誘導した場合、および(iii) 物質的または道徳的手段による強迫を伴う場合。第三者による強迫は、相手方当事者がそれを認識していた場合にのみ、契約の取り消しにつながる可能性があります。



ビジョン 2030 は、サウジアラビアにおける経済の多様化、世界的な関与、生活の質の向上を達成することを目指しています。

信義誠実原則・権利濫用の禁止

民法第 95 条は、シャリーアの信義誠実原則を成文化し、(i) 契約は、その契約条件に従って、「信義誠実の要請と一致する方法で」履行されなければならないこと、(ii) 契約は、契約当事者をその契約条件に拘束することに限定されず、法律上の規定や慣習、契約の性質から生じる要件に従って拘束することも含む、と述べています。当事者は、契約の交渉過程や履行段階から契約の終了に至るまで、法律関係のあらゆる段階を通じて、サウジアラビアの裁判所が信義誠実の原則を適用することを期待することができます。

当事者は、その権利を誠実に行使しなければならないだけでなく、その権利を濫用してはなりません。民法第 29 条は「いかなる権利も不当に行使してはならない」と規定し、以下の具体例を挙げています。(i) 他人に危害を加えるためだけに権利が行使される場合。(ii) 権利の行使から生じる利益が、それが第三者に与える損害と不均衡である場合。(iii) 権利が違法な目的または違法な方法で行使された場合。そのため、契約上の権利を行使する場合でも、当事者はこの原則を念頭に置き、行為の目的とその結果として被る可能性のある損害を考慮する必要があります。

契約条件の再交渉

民法第 97 条は、「例外的な不測の事態」に関する立場を成文化し、裁判所が過大な負担を課す義務を軽減することを認めています。契約締結時に予見できなかった例外的な状況があり、その結果、法外な損失を債務者に被らせるおそれがあるなど、契約上の義務の履

行が債務者にとって過大な負担となる場合、債務者はその義務を相手方と再交渉することができます。ただし、再交渉の要求は、要求当事者が契約の履行を停止することを認めるものではありません。当事者間において義務を再交渉できない場合、裁判所は当該義務を合理的なレベルに是正する権限を有しています。また、民法の *muqawala* の章にも同様の規定があり、特に対価を得て物を製造したり、一定の仕事を請け負ったりする契約（工事請負契約を含む）に関連して同様の規定を定めています。

責任

責任制限

民法第 173 条は、当事者が責任を制限することを認めています。詐欺や重大な過失があった場合には当該制限は認められません。不法行為から生じる責任を免除することはできません。

厳格責任

中東の建設契約では、10 年以内に構造上の欠陥が発生した場合に請負業者やコンサルタントに責任を負わせる「10 年責任」として知られる厳格責任の存在が良く知られています。民法はこの点について何ら規定をおいていませんが、この責任はサウジアラビア王国においてなお見られており、「建築規制」としても知られるサウジアラビア建築基準法の施行規則第 29 条において 10 年間の責任が定められています。そのため、サウジアラビアでの建設と設計に携わる請負業者やコンサルタントは、建設工事の構造的欠陥は、10 年間の無過失責任制度の下で完全にカバーされていることを認識する必要があります。

損失及び損害

予定損害賠償金

民法では、金銭的義務に関するものでない限り、当事者は契約において損害賠償額を事前に合意することができます。また、民法は、裁判所が実際に生じた損失を反映するために、事前に合意された損害賠償額を調整する権限を認めています。裁判所または仲裁廷が適切と判断した場合に損害賠償額を減額できますが、増額することができるのは債務者側の詐欺または重大な過失の場合に限られます。このアプローチは、UAE など中東の他の法制度とは異なるものであり、これらの国では、裁判所は、重大な過失や詐欺の場合に限ら

ず、より広い状況で事前に合意された損害賠償額を増額することができます。第 180 条において、補償される損害は、契約締結時に予見可能なものでなければなりません。

道徳的損害と逸失利益

民法は、第 137 条に基づく逸失利益の損失に対する補償と、第 138 条に基づく道徳的損害賠償を明示的に認めています。これらの規定は、民法の「危害を及ぼす行為」の節に規定されており、予見可能性に関する上記第 180 条の留意事項を前提として、契約上の合意にも適用されるようです。

利息

民法は利子を取り扱っておらず、民法以前と状況は変わっていないと考えられます。したがって、サウジアラビアにおいて利息の支払を認める契約条項は執行不能のままであり、サウジアラビア裁判所は利息の支払を認める旨の判断をしません。

契約の終了

契約の解除に関する民法の一般規定は、第 105 条（双方の合意による解除）、第 106 条（解除選択権の行使）、第 107 条（義務違反による解除）、第 110 条（履行不能による解除）に定められています。

民法は、建設契約における特別規定として、以下のシナリオを含む *muqawala* 契約の終了の可能性を定めています（第 475-478 条）。

- 1) 工事完了による終了。
- 2) 契約の履行に関連する緊急の必要性がある場合における、いずれかの当事者による解除。ただし、解除を要求する当事者が他方当事者に結果として生じた損害を補償することが必要です。
- 3) 請負業者が業務を開始したが、その後、請負業者の支配が及ばない理由により業務を完了できなくなった場合の解除。このシナリオでは、請負業者は、発注者が得た利益の範囲内で、完了した業務と未完了の業務に要した費用の支払いを受ける権利があります。

そのため、建設契約の当事者は、契約の終了に直面した場合、民法の *muqawala* 章の特別規定の適用の有無を特に考慮する必要があります。

※本記事の英語版を JOI ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.joi.or.jp/magazine/202401/>